

全建労発第7号
令和6年4月10日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥村 太加典
〔 公 印 省 略 〕

規格不適合の墜落制止用器具について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高所作業における墜落制止用の保護具については平成31年より原則としてフルハーネス型を使用することとし、令和4年4月1日をもって経過措置が終了しております。

また、販売されている墜落制止用器具については、厚生労働省において構造、性能、強度等における買取試験が実施されておりますが、今般、一部の製品において、墜落制止用器具の規格(平成31年厚生労働省告示第11号)を満たしていないことが判明したことから、別添の通り注意喚起がありました。

つきましては、貴協会所属会員企業の皆様にご周知の上、適正な対応の徹底についてご協力いただきますようお願いいたします。

以上

(担当：労働部 吉田)